

商品概要説明書

相続定期貯金

(令和6年4月1日現在)

商品名	<ul style="list-style-type: none"> ・相続定期貯金 〈「スーパー定期貯金<単利型>」で組入れます〉
ご利用いただける方 (右記の条件をすべて満たす方)	<p>①金融機関(当JA以外の金融機関を含む)での相続手続完了後1年以内に、相続により取得した資金を原資としてお預けいただける個人の方</p> <p>②資産運用のお考えについてのアンケートにお答えいただける方</p> <p>※ご契約の際、他金融機関で相続手続をされた方は、「お預け入れされる方が相続人であること」「金融機関での相続手続であること」「お預け入れ資金が相続により取得した資金であること」が確認できる書類をご提示ください。</p> <p>【例】・遺産分割協議書の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関に提出した相続手続の依頼書等の写し ・遺言書(公正証書遺言または自筆証書遺言で法務局に保管されていたものもしくは検認済みのもの)の写し ・戸籍謄本の写し ・被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し 等 <p>※セレサ資産運用プラン定期貯金(愛称:未来応援)<退職金・相続資金コース>の満期資金を預け入れることはできません。</p>
期間	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパー定期貯金<単利型> 1年の定型方式 ※自動継続(元金継続または元利金継続)での取扱いとなります。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・スーパー定期貯金<単利型>は、1契約につき100万円以上相続により取得した金額まで ※ただし、セレサ資産運用プラン定期貯金<退職金・相続資金コース>の定期貯金と投資信託またはJAバンク資産運用サービスのお申込み総額と合計して相続により取得した金額までとします。 ・1円単位
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパー定期貯金<単利型> 満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・預入時の適用金利を満期日まで適用します。 適用金利 0.11% ・自動継続後の適用金利は、原則として「スーパー定期貯金<単利型>」の自動継続時の店頭表示金利を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・スーパー定期貯金<単利型>は付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の源泉分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手数料	—
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。ただし、350万円を超える金額に対しては分離課税の扱いとします。 ・通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。

中途解約時の取扱い	<p>・「スーパー定期貯金＜単利型＞」 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ・ 6か月以上1年未満 約定利率×50%
満期時の取扱い	<p>・ 満期日までに継続を停止する申し出がない場合には、満期日に当初預入期間で自動継続します。継続後は初回適用金利ではなく、「スーパー定期貯金＜単利型＞」の店頭表示金利が適用されます。</p> <p>・ 自動継続を停止した場合、満期日以降の利息は、解約または書替継続をした日における普通貯金利率により計算します。</p> <p>※満期資金をセレサ資産運用プラン定期貯金（愛称：未来応援）＜退職金・相続資金コース＞へ預け入れることはできません。</p>
貯金保険制度（公的制度）	<p>・ 保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または総合リスク管理室（電話：044-877-2186）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA総合リスク管理室またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>神奈川県弁護士会紛争解決センター（電話：045-211-7716）</p>
その他参考となる事項	—

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A セレサ川崎

令和6年4月改正版